

大阪府生活保護交渉② 2022年1月12日 日赤会館

大阪府 アンケートについての感想 生活保護世帯の生活実態などについて報告された。
(別紙 大生連作成の資料も添付)

岬町の子ども家庭センターの対応について

大阪府 申請者が申請をしたいと町役場の窓口に来られた場合、本人が申請の意思を示した場合、申請書を交付する。子ども家庭センターにいるケースワーカーとの面談が後になっても、申請の意思を確認した日にさかのぼって決定している。

岸和田 町役場の福祉事務所では「どんな相談ですか」と対応するところが多い。申請に来ましたとははっきり言える人は少ない。相談ということで帰さず、生活保護申請につなげてほしい。

大生連 申請が必要な人には申請をさせてくださいと文書で周知することが必要ではないか。

大阪府 窓口に来た人への対応は伝える。検討はする。

大生連 平成19年、大阪府は私たちの要望を踏まえて「第三者同席の文書」を作成した。研修などで周知したでは、なかなか引き継がれない。文書で指導することが大事だ。

63条費用返還金について

門真守口

障害年金などの遡及があった。返還についての考え方を教えてほしい。

大阪府 支給された保護費と照らし合わせて返還していただくことになる。

門真守口 7年間で430万円入った。一定部分は自立のために使えないのか。

大阪府 基本遡及は5年で、返還を求める。特例の分は収入認定をすることになる。自立更生に必要なものを購入することについては実施機関との相談になる。実施機関が必要だと判断すれば控除を認めることがある。福祉事務所と相談してほしい。

医療費の一部負担は撤回を

医療費の一部負担について 「ひとこと」を提出 (以下、ひとことより)

- 生活保護者の医療費一部負担絶対反対です。2013年から生活保護基準引き下げで生活が大変です。食料品、灯油、ガス電気、水道の値上りで、2022年は生活費が足りません。生活保護基準を元に戻してください。医療扶助は憲法で保障された生存権です。
- 今、医療費の免除を受けて生活できて感謝しています。一部負担となると今の生活費では生活できません。保護費は下がるばかりです。
- やっと生活ほごがうけられてよかったのに、びょういんに行けなくなります。
- 保護をいただいています、毎月の食費で他にまわす余裕がありません。この中から医療費を払うようになれば最低の生活ができません。国はこのような実態をわかっているのでしょうか。

小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」で医療扶助は生活保護の重要な根幹と書いている。「疾病が貧困の原因であり、又貧困が疾病を結果しやすい事実を考えれば、貧困の防止及び救済の両方面からみて医療扶助が生活扶助と並んで生活保護制度の枢軸となっている。」

しかし、吉村知事は大阪市長時代に医療費一部自己負担を提唱している。当局はわたしたちが集めた「ひとこと、一部負担はアカン」と知事に伝え、医療扶助を守る防波堤になってほしい。大阪府の撤回を求める。

大阪府 生活保護の引き下げもある中で、さらなる医療費の負担に心配されていることはわかる。医療費の一部負担が、今ある保護費からの本人負担ではないと国も考えていると聞いている。そこは変わってはいないと思う。負担にならない、例えば上乗せがあったりするのかなと思うが、国の方向としては何も示されていない。要望されたことについては真摯に受け止めていきたい。

大生連 大阪府と大阪市が国に一部負担を要望していることについては撤回を求める。

大生連 公租公課の禁止も言われている。最低生活しか支給されていないのに、一部負担できない。いのちと健康が危うくなるではないか。最低の生活もできないではないか。公務員は知事、首長に仕えるのではない。国民に使えるのか、責務だ。